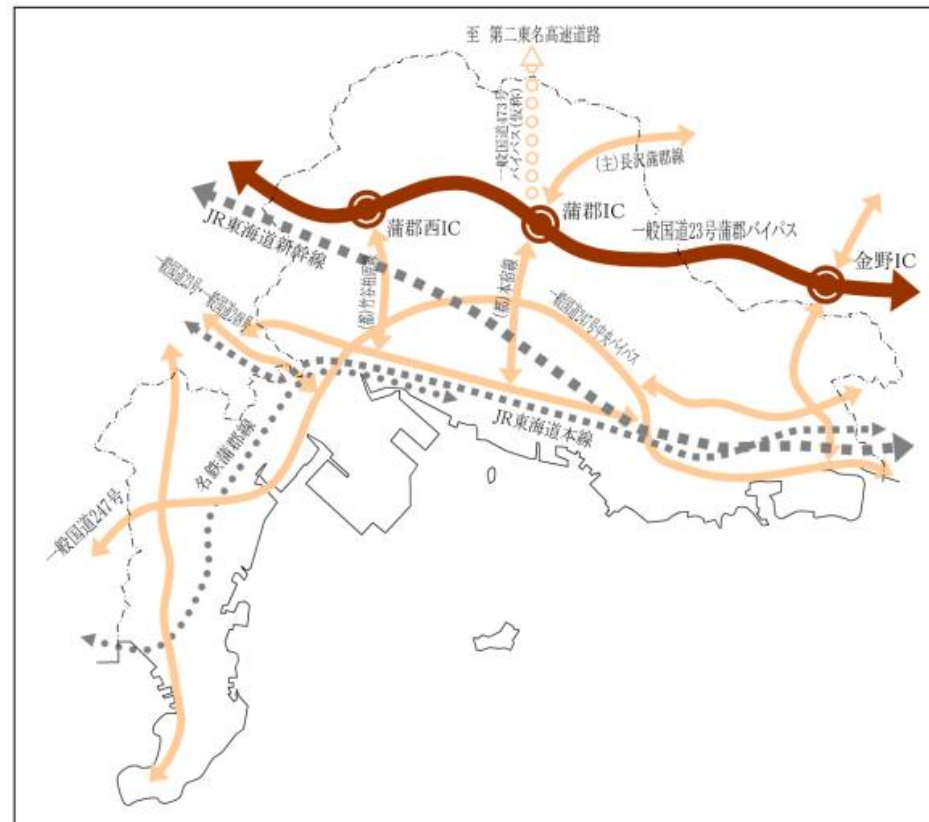
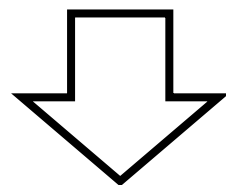


- 都市計画法に基づき計画決定した道路
- 道路交通網の整備を計画的に進めるため、市内の主要な幹線道路を中心に計画決定



当初決定 昭和25年(1950年)



路線の追加・経路の見直し
(拡大方向の将来予測を背景)

令和2年
(2020年)
4月1日

計画決定
43路線

延長約97,670m

未整備
21路線

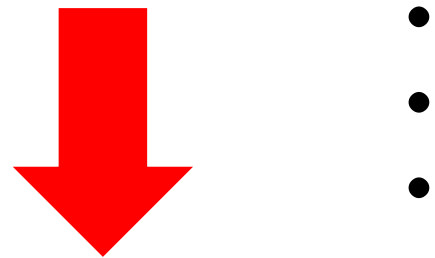
延長約24,930m

当初決定 昭和25年(1950年)

昭和36年(1961年)

昭和41年(1966年)

大幅な
路線の追加と、
経路の見直し



未整備

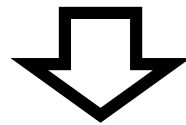
17路線 延長約18,640m

未整備路線延長(24,930m)の約7割

愛知県

人口減少社会や財政状況の厳しさ
道路整備を取り巻く社会経済情勢の変化

時代の流れに対応した道路計画の見直し必要



「愛知県都市計画道路見直し方針」(平成30年8月)

未着手の都市計画道路の必要性などを再検証し、
必要に応じて計画の変更、廃止を行うための
基本的な考え方

「蒲郡市 都市計画道路の

長期未整備に関する取組方針」(平成31年4月)

県見直し方針を参考に、
路線ごとに今後の方向性を取りまとめたもの

各路線の方向性は、

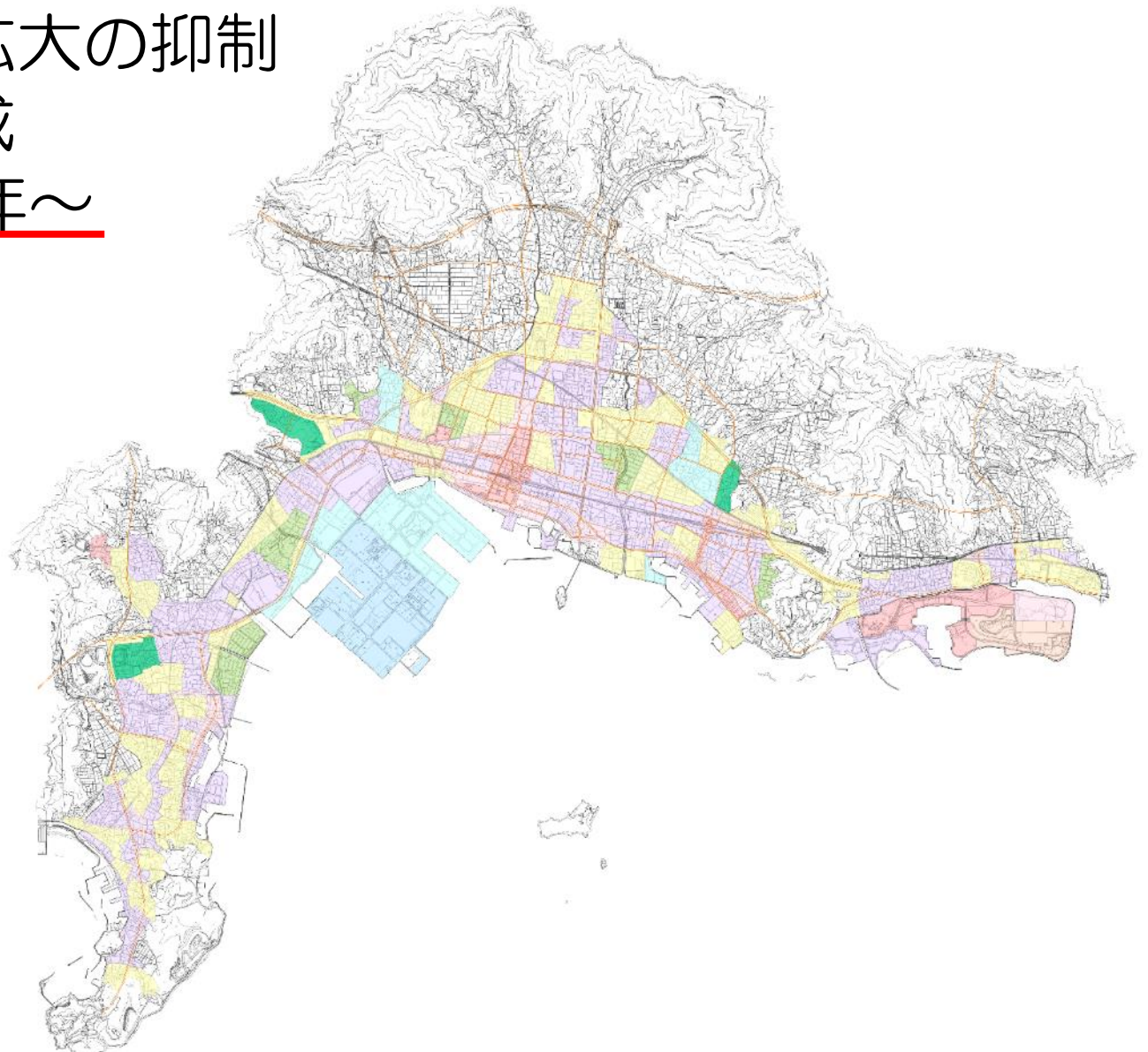
- 都市計画道路網の確保状況
- 整備済み道路による代替性
- 土地利用制限(区域区分)との関連

を踏まえて検討

区域区分

- 無秩序な市街地の拡大の抑制
- 計画的な市街地形成
- 昭和45年(1970)年～

市街化区域と
市街化調整区域の
区分



都市計画道路についての考え方

- ✓市街化区域(計画的に市街化を図るべき区域)

都市計画道路を定めるべき

- ✓市街化調整区域(市街化を抑制すべき区域)

地域間道路や市街化区域同士を
連絡する路線以外は定めるべきではない

区域区分開始前に計画決定された路線
この考え方を踏まえた見直し

路線全体が

市街化調整区域に位置している路線

地域間道路や市街化区域同士を
連絡する路線以外

廃止する方針

「蒲郡市 都市計画道路の 長期未整備に関する取組方針」

方向性検討

- 都市計画道路網の確保状況
- 整備済み道路による代替性
- 土地利用制限(区域区分)との関連

- 一部区間または全線廃止路線
- 計画を変更する路線
(関連する路線を含む)